

令和7年度第1回広島県個人情報保護審議会 議事録

1 日時

令和7年11月21日（金）10時00分から12時00分まで

2 場所

広島県庁東館6階審理審問室

3 出席委員

横藤田会長、大池委員、大山口委員、上土井委員、東委員

4 議題

(1) 審議事項

特定個人情報保護評価書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書をいう。）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて

- ・ 地方税（県税）関係事務「特定個人情報保護評価（全項目評価書）」

(2) 報告事項

令和6年度個人情報保護制度の運用状況

5 担当部署

（実施機関）広島県総務局税務課

広島県総務局デジタル基盤整備課

広島県総務局県庁情報システム担当

（事務局）広島県総務局総務課

6 会議の内容

(1) 会議の傍聴

議題のうち審議事項については、審議内容に広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第10条第6号の不開示情報に該当する事項を含むため、広島県個人情報保護審議会運営要領第3条の規定により、会議の傍聴を行わないこととした。

特定個人情報ファイルの取扱いに係る審議事項は、次回以降の会議において会議の傍聴を行わない審議事項とすることを決定した。

(2) 審議事項

ア 実施機関からの説明

実施機関から、特定個人情報保護評価の制度概要及び地方税（県税）関係事務に係る特定個人情報保護評価書について、説明を受けた。

イ 質疑の概要

問 委託業者に係る個人情報の漏えい防止等について、どのような措置が講じられているのか。

答 委託業者の従事者についても、ID、パスワード等の管理を厳格に行い、なりすましや不正利用の防止を図るとともに、業者の運用保守拠点において監視カメラによる入退室管理などの物理的対策を講じている。また、毎月、セキュリティ対策の実施状況について、委託業者に報告を求めており、県による立入調査も実施している。

また、退職等により本業務に従事しなくなった者のID等は、直ちに失効させている。

問 LGWANから専用線に変更することで、セキュリティ面ではどのような変化があるのか。

答 専用線に変更することにより、セキュリティは高まるものと考えている。

問 ランサムウェアの攻撃に対して、本県の税務システムではどのような対策をしているのか。

答 インターネット回線等外部からのアクセスを遮断している。また、ウイルスチェックや修正プログラムの更新など、ランサムウェアその他マルウェア等への対策を講じている。

問 特定個人情報の使用記録の保存期間を7年としている理由は何か。

答 システムのリソースの限界もあるので、7年ということで線を引いている。

問 運用・保守委託業者がサーバの記録装置等を交換する際の、廃棄証明書の県への提出はなくなったということか。

答 この廃棄証明は、県が運用・保守を委託している業者による、物理的なサーバ機器の交換に伴う廃棄に関するものであった。クラウドに移行することにより、クラウド事業者がサーバの記録装置等を交換する際は、県は、第三者の監査機関のレポートにより、クラウド事業者が確実にデータの消去を行っていることを確認することとした。

問 委託業者の運用保守拠点は、これまで税務課内にあったものが、外部に置かれるということか。

答 委託業者の施設内に置かれるが、専用線で結ばれるので、セキュリティは確保されている。

問 地方税のシステムにクラウドサービスを使用している県は、ほかにもあるのか。

答 広島県の導入は、都道府県としては5番目か6番目であると認識している。

問 クラウド化により個人情報の漏えいが発生した事案はあるのか。

答 クラウドサービス全般ということであれば分からぬが、地方税のシステムについては、他県を含めて発生していない。

問 クラウドサービス事業者は、いくつかある中で、現事業者を選択したのか。他県におけるクラウド事業者の選択はどうなっているのか。

答 クラウドサービス事業者は複数ある。他県の状況は、他県が利用しているクラウドサービス事業者を明らかにしていないので分からない。

ウ 答申案

地方税（県税）関係事務に係る特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、適當と認め、答申案について審議を行った。

(3) 報告事項

令和6年度個人情報保護制度の運用状況等に関して、報告を行った。